

[北海道農政事務所作成資料]

水田・畑作経営所得安定対策 (品目横断的経営安定対策) を簡単に説明します

はじめに

「水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）」は、農業従事者の減少、高齢化が進む中で、効率的かつ安定的な農業経営、すなわち担い手が農業生産の相当部分を担う力強い農業構造の実現に向けて、また、国際規律と整合しWTO協定上削減対象とならない、すなわち国内生産を刺激しない「緑の政策」へと我が国の政策を見直すために、これまでの改革のあり方を大胆に見直し、やる気と能力のある担い手を対象とした直接支払を導入したものです。

これは、これまでの発想を転換する戦後農政の大転換というべきものです。

「水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）」は、意欲と能力のある担い手の生産コストのうち、生産物の販売収入では賄えない部分（＝諸外国との生産条件の格差）を補うことを目的とした「生産条件不利補正交付金」と、担い手の販売収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和する「収入減少影響緩和交付金」で構成されており、両者の組み合わせにより、担い手の経営の安定を図ることをねらいとしています。

「水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）」は、①担い手を中心とする農業構造の改革が遅れ、②諸外国との生産条件の格差があり、③複数の作物を組み合わせた営農が行われているといった観点から、土地利用型農業の米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの5品目を対象にしています（諸外国との生産条件格差が国境措置により実質的に補正されている米は「収入減少影響緩和交付金」のみが対象となります）。

本対策の交付金の交付に関する事務は、北海道農政事務所が行います。北海道農政事務所は、本対策を円滑に実施するため、関係機関との密接な連携の下に事務を進めていきます。

1-1 (1) 水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)の支援対象

水田・畑作経営所得安定対策は、意欲と能力があると市町村が認定した①認定農業者(個人・法人)及び一定の要件を備えた集落営農組織であって、②経営規模が一定以上の方が対象となります。ただし、経営規模については、次ページに掲げる特例があります。

また、③対象農地を農地として利用すること、④国が定める環境規範を遵守することが必要です。

認定農業者

経営規模
10ha以上

集落営農組織

(特定農業団体及び特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織)

経営規模
20ha以上

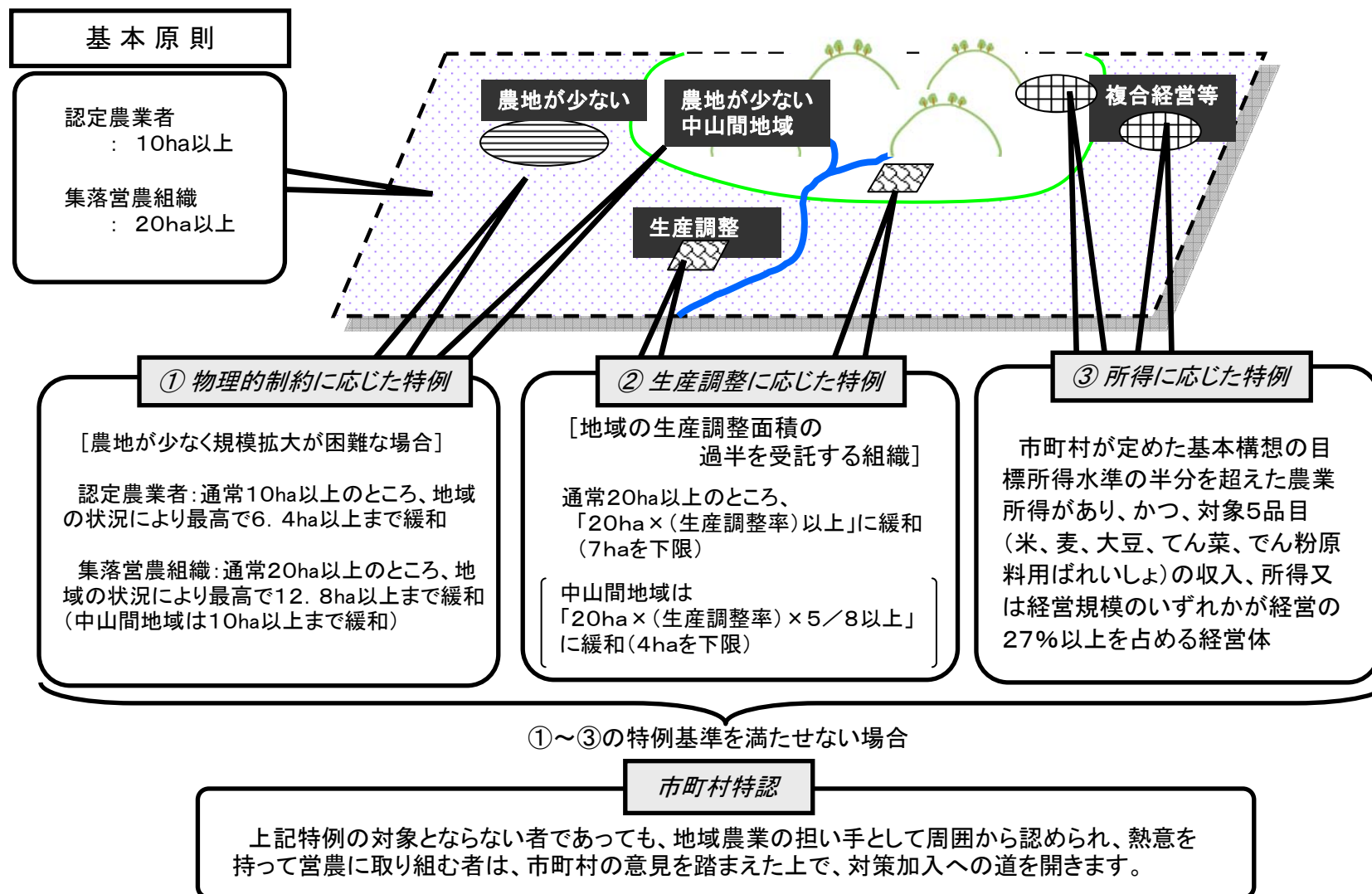
経営規模として算入できる面積は、

- (1) 権原(所有権、賃借権等)を持っている農地基本台帳の現況地目が「田」と「畑」の面積。
- (2) 農作業の委託を受けた「田」又は「畑」のうち、①主な基幹作業を行い、②収穫物の販売名義があり、③販売収入が当該受託者に帰属しているものの面積。

1-(2) 経営規模の特例

前ページの経営規模に満たない認定農業者や集落営農組織であっても、①集落の農地が少なく経営規模の拡大が困難な地域、②地域の生産調整の過半を受託する組織、③規模が小さくとも複合経営等により相当水準の所得がある経営体に対しては、特例が設けられており、本対策の対象となる場合があります。

さらに、①～③の特例基準を満たせない場合でも、市町村が本対策の加入が相当であると認める認定農業者や集落営農組織については、市町村からの申請に基づき、国が特認の認定を行うことにより、本対策の対象となります。



2 水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)の構成・申請時期

(1)水田・畑作経営所得安定対策の構成

① 生産条件不利補正交付金

(4品目:麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ)

【生産条件に関する不利を補正するための交付金】

ア 過去の生産実績に基づく交付金

イ 毎年の生産量・品質に基づく交付金

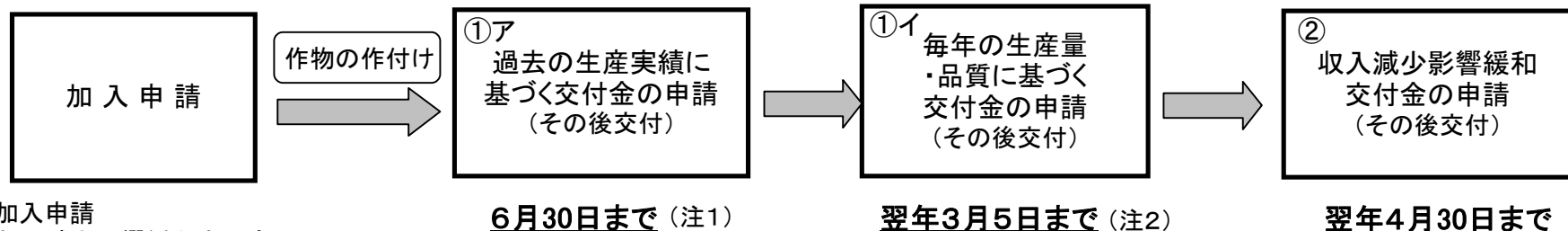
② 収入減少影響緩和交付金

(5品目:米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ)

【収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金】

(2)各交付金の申請時期

水田・畑作経営所得安定対策に加入する手続きが必要です。
また、その他に3つの交付金毎に手続きが必要です。



○加入申請

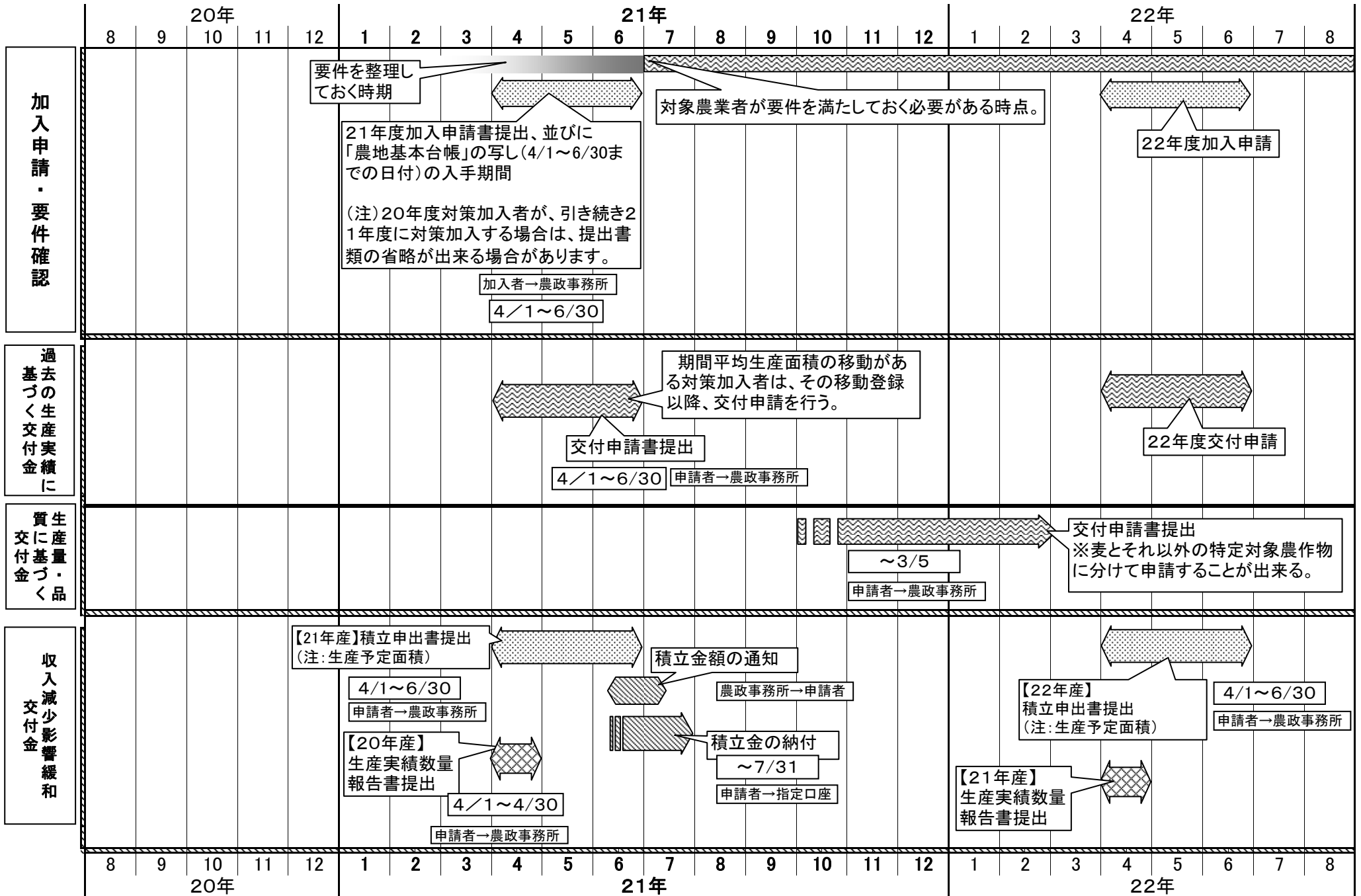
○収入減少影響緩和交付金の
積立金の申出

4月1日から6月30日まで

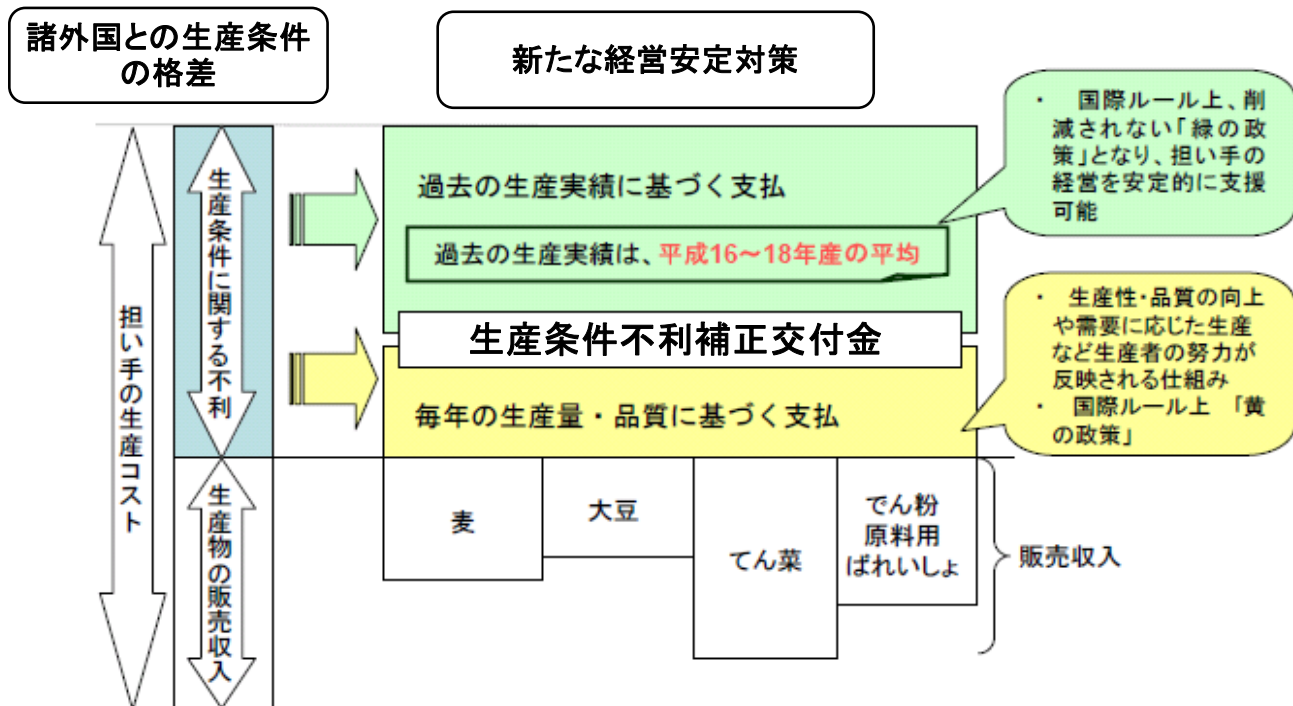
注1:過去の生産実績に基づく交付金は、4月1日から交付申請できます。交付申請のあった順に、農政事務所での内容の確認を経て交付金が支払われます。

注2:毎年の生産量・品質に基づく交付金は、交付申請時期を年度内2回に分けて、麦は12月末までに、麦以外は翌年3月末までに交付金が支払われます。

3 平成21年度 水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)に係る事務手続きの流れ



4-1 生産条件不利補正交付金の考え方



「過去の生産実績に基づく支払」の **面積当たり単価** と「毎年の生産量・品質に基づく支払」の **数量当たり単価** を合わせた水準は、現行対策とほぼ同じです

(円/10a, kg/10a)

	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ
水 準	40,400	32,200	28,000	35,700	28,900	41,300	52,900
全国の平均的単収	388	362	322	333	203	5,760	4,350

注1: 全国の平均的単収と同一水準の市町村の場合であって、標準的な品質のものを生産した場合の水準です。

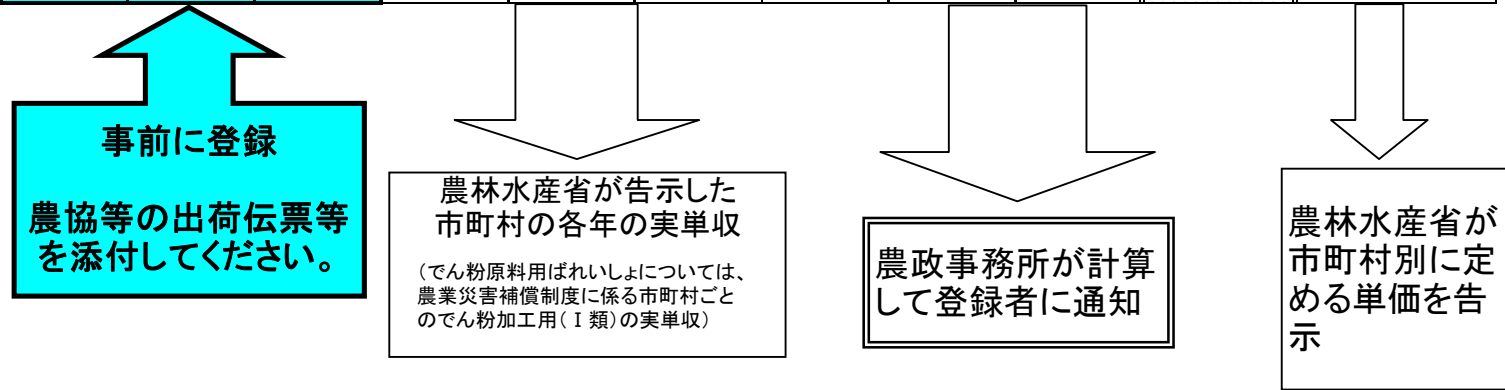
注2: 二条大麦及び六条大麦は、それぞれ普通大粒大麦及び普通小粒大麦のことです。

4-(2) 過去の生産実績に基づく交付金の算定方法

・過去の生産実績に基づく交付金の申請を行う対象農業者は、当該年の「期間平均生産面積」を交付年度の6月30日までに農政事務所へ申請します。
 (未登録の期間内生産量を保有する農業者は、各年度の6月30日までに「期間内生産量の登録」を行います。)

交付金の交付申請書に記入
 ※毎年度の交付金算定の基礎面積となります。

特定対象農産物	期間内生産量(kg) ①			市町村毎の当該年統計 実単収(kg/10a) ②			期間内生産面積(ha) ③=①÷②			期間平均 生産面積 ④=③の合計 ÷3	特定対象農産物 の面積単価 ⑤	過去の生産実績 交付金 ⑥=④×⑤
	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H16	H17	H18			
麦	9,000	5,000	6,000	300	400	300	3.0	1.3	2.0	2.1	A円/10a	A×2.1
大豆	5,000	5,000	3,000	250	200	150	2.0	2.5	2.0	2.2	B円/10a	B×2.2
てん菜	50,000	45,000	30,000	5,000	4,000	3,000	1.0	1.1	1.0	1.0	C円/10a	C×1.0
でん粉原料用ばれいしょ	60,000	50,000	40,000	6,000	4,000	4,000	1.0	1.3	1.0	1.1	D円/10a	D×1.1



(単位:円/10a)

	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ	交付金額合計 (⑥の合計)
面積当たり単価	27,740	21,070	18,290	23,750	20,230	28,910	37,030	円

注1 上記の単価は、全国の平均的単収と同一水準の市町村の場合です。
 注2 ④「期間平均生産面積」は、この交付金を算出するための計算上の面積であり、実際の作付面積とは異なります。

4-（3） 期間平均生産面積の移動

1 経営面積を移動する場合に移動できる期間平均生産面積及びその対象農産物別の内訳に係るルール

(1) 移動できる期間平均生産面積

下限：Oha

上限：① 移動する経営面積

② (移動する経営面積) × $\frac{\text{(移動前の期間平均生産面積の合計面積)}}{\text{(移動前の経営面積)}}$
のうち、いずれか大きい方の面積

経営面積の移動が16年4月1日～19年3月31日の場合

(2) 移動する期間平均生産面積の対象農産物別の内訳

任意

2 経営面積を移動した後に保有できる期間平均生産面積及びその対象農産物別の内訳に係るルール

(1) 保有できる期間平均生産面積

下限：Oha

上限：① 縮小後の経営面積

② (縮小後の経営面積) × $\frac{\text{(縮小前の期間平均積算面積の合計面積)}}{\text{(縮小前の経営面積)}}$
のうち、いずれか大きい方の面積

経営面積の移動が19年4月1日以降の場合

(2) 保有できる期間平均生産面積の対象農産物別の内訳

① 期間平均生産面積の圧縮が不要の場合

相手方に移動させた後の期間平均生産面積の残り

② 期間平均生産面積の圧縮が必要な場合

相手方に移動させた後の残りの対象農産物別の期間平均生産面積の比率に応じて圧縮

注：「期間平均生産面積の圧縮」とは、相手方に移動させた後の期間平均生産面積の残りが、保有できる期間平均生産面積の上限を超えている場合に、相手方に移動した後の残りの対象農産物別の期間平均生産面積の比率に応じて、保有する期間平均生産面積を、その上限まで圧縮することです。

4-（4） 毎年の生産量・品質に基づく交付金の算定方法

・毎年の生産量・品質に基づく交付金の申請をする対象農業者は、当該年の「生産数量」を交付年度の3月5日までに申請します。
 （麦とそれ以外の特定対象農産物に分けて申請することができます。麦は12月末までに、麦以外は翌年3月末までに交付金が支払われます。）

	品質区分	品質区分別 数量単価 ①	当該年の 生産数量 ②	交付額 ③=①×②
麦	A～Dランク及び 1等～2等の組み合わせ	A 円/kg	60,000kg	A × 60,000kg
大豆	1等～3等及び 特定加工用大豆合格並びに 普通非銘柄大豆1等～3等	B 円/kg	12,000kg	B × 12,000kg
てん菜	糖度13.5度以上 (0.1度ごとに設定)	C 円/kg	50,000kg	C × 50,000kg
でん粉原料用ばれいしょ	でん粉の含有率 (0.1%ごとの区分)	D 円/kg	40,000kg	D × 40,000kg

農林水産省が定める単価
を交付金の交付申請書に
記入

交付申請者が
申請書に記入
して申請

交付金額合計
(③の合計) 円

注：①「品質区分別数量単価」については「食料・農業・農村政策審議会」の意見を聴いた上で決めました(次ページ参照。)

4-(5) 数量単価

(円/単位量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (60kg当たり)	2,110	1,610	1,460	1,402	950	450	300	242
二条大麦 (50kg当たり)	1,671	1,254	1,129	1,079	705	288	163	113
六条大麦 (50kg当たり)	1,642	1,225	1,100	1,048	676	259	134	82
はだか麦 (60kg当たり)	2,305	1,805	1,655	1,572	1,145	645	495	412

注1: 毎年の生産量・品質に基づく支払いの単価を定める品質評価基準については、

①小麦: たんぱく、容積重、灰分、フォーリングナンバーの4つの評価項目(ただし、醸造用については、たんぱく3項目、容積重)

②二条大麦: 容積重、細麦率、白度、正常粒率の4つの評価項目(ただし、麦茶用については、たんぱく3項目、細麦率。※六条大麦・はだか麦の麦茶用も同じ)

③六条大麦・はだか麦: 容積重、細麦率、白度、硝子率の4つの評価項目

の基準値のうち、3つ以上達成したものがAランク、2つ達成でBランク、1つ達成でCランク、全て未達成でDランクとなる。

注2: 品質区分別単価は、昨年の畑作物価格時に見直すことが決定された品質評価基準の見直し及び流通コスト助成廃止に伴う調整を反映し設定。

(円/60kg)

品質区分 (等級)	銘柄等大豆				小粒化等大豆
	1等	2等	3等	特定加工用	1~3等
大豆	3,168	2,736	2,304	1,872	1,872

注1: 銘柄等大豆の「等」とは、産地品種銘柄となっていない品種であるが、新品種として導入中のもの又は特定の需要者との結びつきが認められるもの。

注2: 小粒化等大豆とは、大・中粒品種のうち生育不良で小粒化したもの(小粒・極小粒品種のうち、規格の粒度を超えたこと等により、産地品種銘柄とならなかったものを含む)。

(円/トン)

品質区分 (糖度)	← (0.1度ごと)	17.1度	→ (0.1度ごと)
てん菜	▲ 67	2,150	+ 67

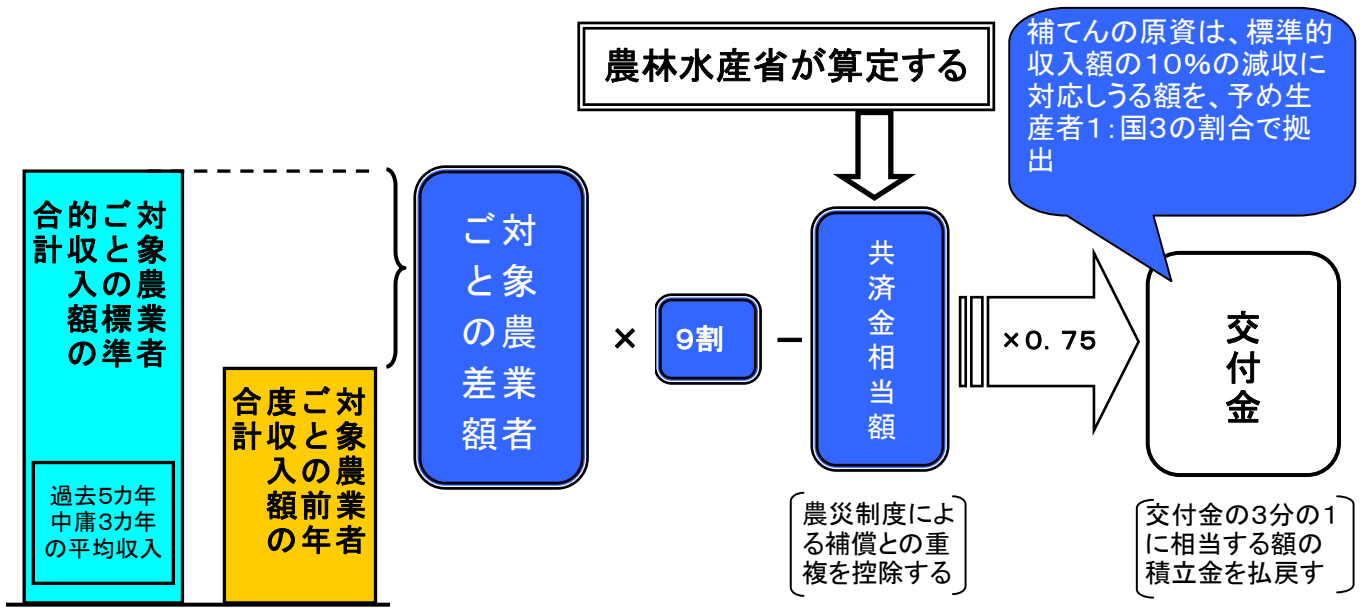
糖度13.5以上

(円/トン)

品質区分 (でん粉含有率)	← (0.1%ごと)	17.4%	→ (0.1%ごと)
でん粉原料 用ばれいしょ	▲ 70	3,650	+ 70

注: でん粉含有率は、ライマン値検査の値を純でん粉ベース(歩留りに0.82を乗じる)に補正したもの。

5- (1) 収入減少影響緩和交付金の考え方



標準的収入額及び交付前年度収入額の算定方法

(20年産の場合)

	標準的収入額	交付前年度収入額
価格 (①) 円/kg	北海道における 15年産～19年産 上場上位3銘柄の平均入札価格	北海道における 20年産 上場上位3銘柄の平均入札価格
単収 (②) kg/10a	市町村ごと 15年産～19年産 統計部公表実単収	市町村ごと 20年産 統計部公表実単収
品目ごとの10a当り収入額 (①×②=③) 円/10a	市町村ごと 各年産の品目ごとの①×②の5中3平均	市町村ごと 品目ごとの①×②
生産面積 (④) a	品目ごとの20年産面積 (販売数量÷統計部公表市町村ごと実単収) ※対象農業者は「販売数量」を申請します。	品目ごとの20年産面積 (販売数量÷統計部公表市町村ごと実単収) ※対象農業者は「販売数量」を申請します。
収入額 (③×④) 円	品目ごとの合計	品目ごとの合計

5-(2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金の算定方法

・収入減少影響緩和交付金の交付申請を予定する対象農業者は、生産を予定する面積(生産予定面積)を農政事務所へ申告します。

	10a当り 標準的収入額 ①	生産予定面積 (申告面積) ②	積立基準収入額 ③=①×②	積立金積立額 ④=③×2.25%	交付前年度生 産面積 ⑤	標準的収入額 ⑥=①×⑤	積立金確定額 ⑦=⑥×2.25%
	円/10a	a	円	円	a	円	円
米穀	140,000	A	A × 140,000	A × 3,150	A'	A' × 140,000	A' × 3,150
麦	15,000	B	B × 15,000	B × 338	B'	B' × 15,000	B' × 338
大豆	21,000	C	C × 21,000	C × 473	C'	C' × 21,000	C' × 473
てん菜							
でん粉原料用 ばれいしょ							

農政事務所が計算

対象農業者が
申告

農政事務所が対
象農業者へ通知

農政事務所が計算

農政事務所が対
象農業者へ通知

注1 ②「生産予定面積」以外の部分は自動的に算出されます。

注2 ⑤「交付前年度生産面積」は、5-(3)の「C 交付前年度生産実績数量」に基づき算出します。

注3 ⑦が④より少ない場合には、その差額が払い戻されます。

注4 ④の2.25%は、10%の収入減少に対応できる額を積み立てる場合です。20年産以降の積立金は、積立基準収入額の2.25%の積立て、又は、20%の収入減少に対応できるよう、積立金合計が積立基準収入額の4.5%となるまでの積立てのいずれかを選択することが可能です。

5-（3） 収入減少影響緩和交付金の算定方法

・収入減少影響緩和交付金の申請をする対象農業者は、当該交付金の交付前年度の「生産実績数量」を交付申請書に記載して、交付年度の4月30日までに農政事務所へ交付申請します。

	10a当たり 標準的収入額 A	10a当たり 前年度収入額 B	交付前年度 生産実績数量 C	前年度単収 D	交付前年度 生産面積 E=C/D	標準的収入額 F=A×E	前年度収入額 G=B×E
	円/10a	円/10a	kg	kg/10a	a	円	円
米穀	140,000	126,000	α	520	$\alpha / 520$	$\alpha \times 269$	$\alpha \times 242$
麦	15,000	13,000	β	490	$\beta / 490$	$\beta \times 31$	$\beta \times 27$
大豆	21,000	23,000	γ	230	$\gamma / 230$	$\gamma \times 91$	$\gamma \times 100$
てん菜							
でん粉原料用 ばれいしょ							
						Fの合計	Gの合計

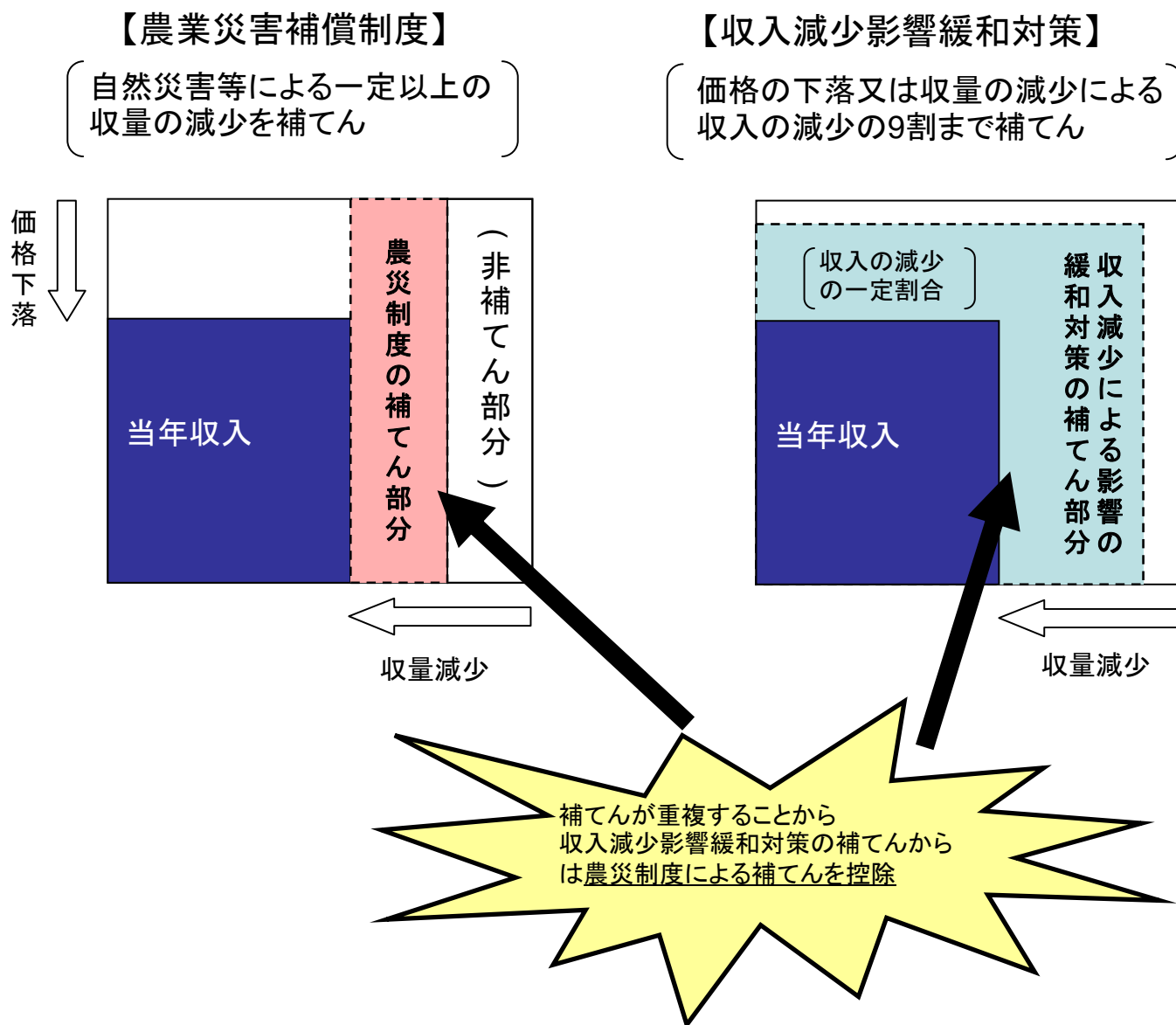
農政事務所が公表する額を交付金の交付申請書に記入

交付申請者が申請

農林水産省が公表する単収を交付金の交付申請書に記入

減収額 H (Fの合計-Gの合計)	円
減収額の9割 I (Hの9割)	円
共済金相当額 J (※ 5-(4)で説明)	円
交付金(共済金相当額を控除) (I-J)×0.75	円

5-(4) 農業災害補償制度と品目横断的経営安定対策(収入減少影響緩和対策)の関係



○ 農業災害補償制度の補てんを優先することから、収入減少影響緩和交付金による農業災害補償制度の補てんへの影響はなし。

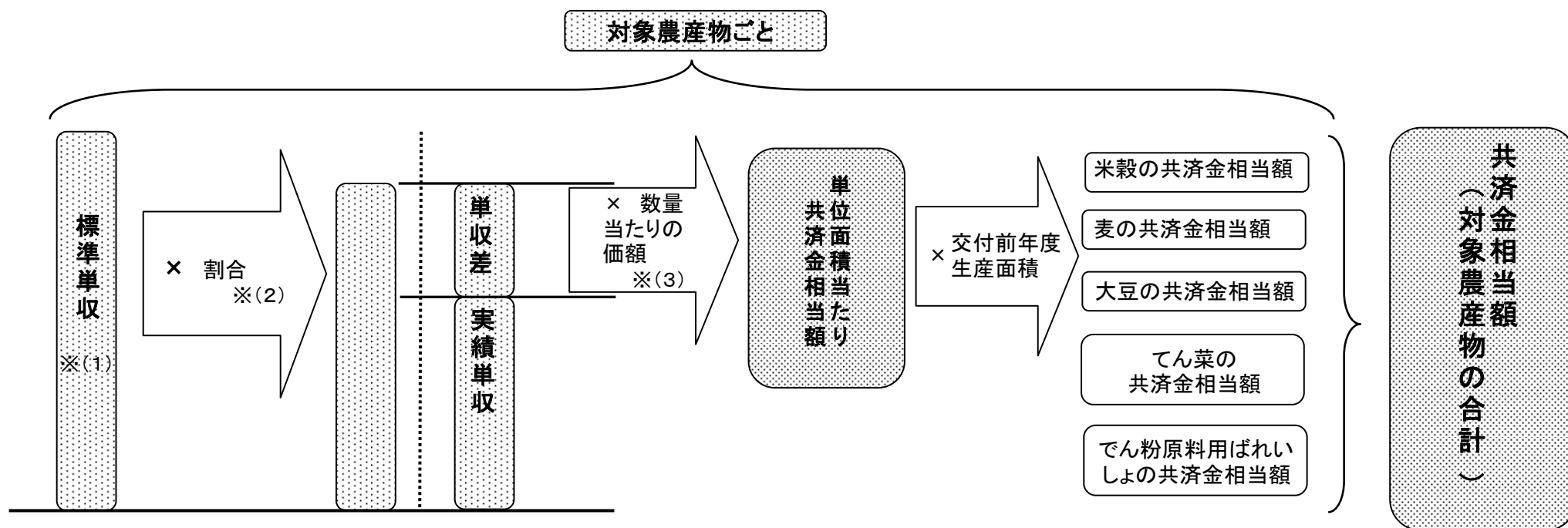
○ 個々の農業者の農業災害補償制度への加入の有無に関係なく、加入しているとみなして調整

5-(5) 共済金相当額の算定方法

・収入減少影響緩和交付金は、販売価格の下落又は収量の減収による収入の減少の一定割合を補てんする仕組みとなっていますが、自然災害等による一定以上の収量の減少がある場合には、別途農業災害補償制度によって補てんがされる場合がありますので、両制度の補てんが重複しないよう、収入減少影響緩和交付金の算定上、その重複を控除することが必要となります。

・対象農産物ごとに、交付前年度単収が、標準単収に対象農産物ごとに定める割合を乗じた数量を下回る場合は、農業災害補償制度が発動したとみなし、共済金相当額を算定します。

$$\text{共済金相当額} = (\text{標準単収} \times \text{農災補償割合} - \text{交付前年度単収}) \times \text{数量当たりの価額} \times \text{交付前年度生産面積}$$



※(1)「標準単収」は、米穀は直近7ヶ年の農林水産統計による市町村別の10a当たり収量の7中5平均に、補正係数を乗じて算出した単収、米穀以外は農業災害補償制度において都道府県知事が算出する市町村別の10a当たり収量に補正係数を乗じて算出した単収。

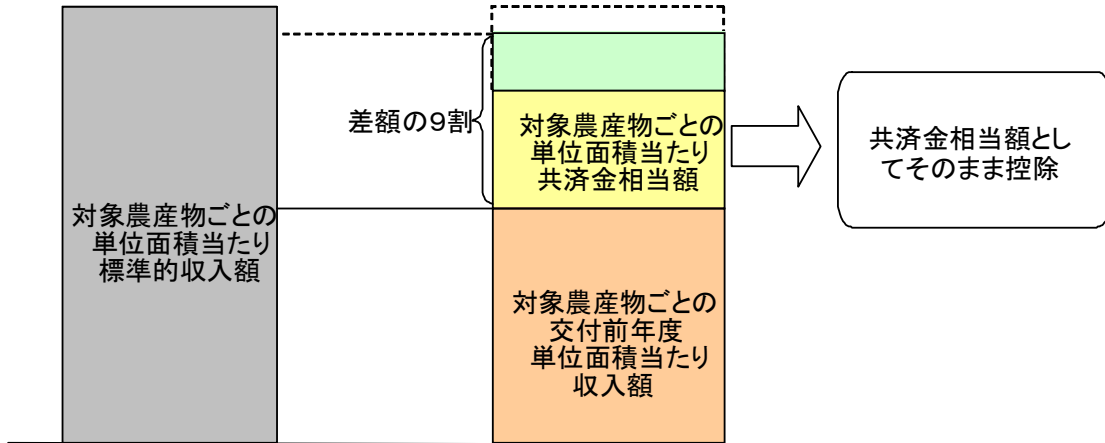
(2)「割合」は、農業災害補償制度における全相殺方式の補償割合(9割)。

(3)「数量当たりの価額」は、農業災害補償制度における単位当たり共済金額のうち販売価格相当金額の最高額。

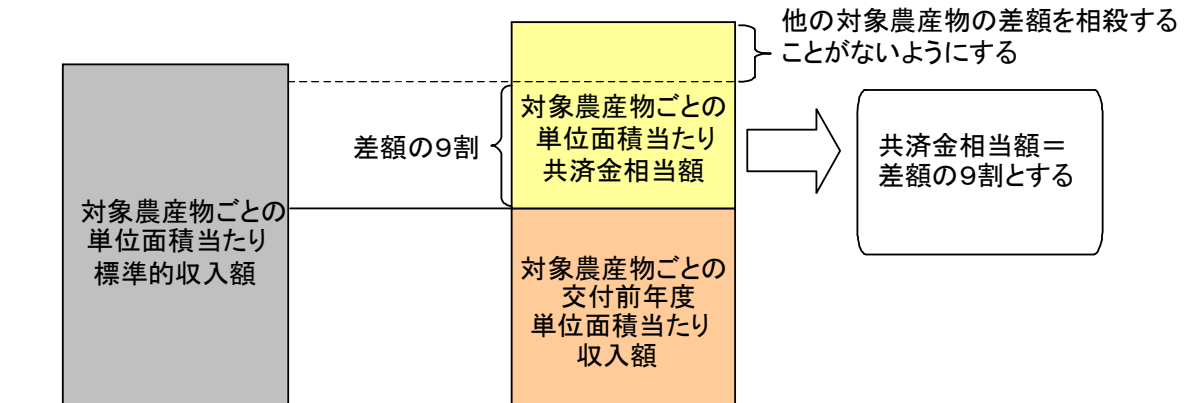
5-(6) 共済金相当額の調整

・対象農産物ごとに単位面積当たり共済金相当額を算定するが、その算定額が他の対象農産物の収入の差額を相殺することがないよう必要な場合は調整し、農業者の共済金相当額として控除します。

○ 基本



○ 単位面積当たり共済金相当額が、差額の9割を上回った場合



○ 交付前年度単位面積当たり収入額が、単位面積当たり標準的収入額を上回った場合

